

運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における  
課題整理状況  
(第32回 全体会 資料)  
2019/5/21

分冊⑥  
【行政の仕組】

第30回札幌市自立支援協議会全体会で、各区地域部会に対し、年1回程度の行政との合同会議開催に関しては、各区の状況に合わせて開催。内容については全体会にて報告していくことが承認。

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例</p>	<p>○○という課題がある ○○が必要</p>
13 (H24)	<p>各区保護課における制度説明や保護基準への理解が統一されていない。(東区13)</p>	<p>●市に生活保護制度における統一した運用の確立を求める。 ●支援者の制度周知に取り組む。</p>
34 (H25)	<p>○対応区によってサービスの決定内容支給量に違いがあり、どの基準により支給されているのか不透明な部分がある。 ○区によってサービス決定の違いがある現状を改善してほしい。 ○現在の福祉サービスの支給量では足りないケースが多くため、支給量の増加について札幌市において検討してほしい。 ○また国への支給量増加に対して提言を行ってほしい。 ○区分認定結果に違いがありすぎる。(手稲区5)</p>	<p>●各区によって福祉サービスの支給決定内容を統一してほしい (特に居宅ヘルパーの時間数) ●支給量の増加 ●申請から審査結果が出るまでの期間が空いてしまうので、ある程度の利用開始日の目安や、遡っての決定が出されるとサービス利用も早くから進められる</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が なに 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「行政の仕組み」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討中。まずは、行政の仕組みとして上がっている課題と同様の区役所での対応に差がある事例がなかったか地域部会等を通してアンケートを実施。更に行政を対象としたアンケートと、区役所を訪問してのインタビューも実施し、行政の困り感のを把握と、研修などの枠組みを検討していく予定。各区地域部会で、年に1回以上行政との情報交換や悩み交換の企画開催を、地域部会連絡会で提案した。</li> </ul>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <p>第28回札幌市立支援協議会全体会で、各区地域部会に対し、年1回程度の行政との合同会議開催を提案し承認される。</p> <p>⇒行政との意見交換については、地域部会連絡会にて、随時進捗状況について報告の機会を設けていたが、各区特段積極的意見交換はなかった。</p> <p>改めて意見交換会を行うことについては各区の状況に合わせて行っていくことを平成30年5月9日の全体会で報告、承認される。</p> <p>⇒平成30年5月28日の運営会議で「意見交換会の場は改めて設定しないが、必要に応じて各地域で行政担当者とやりとりは行っており、しばらくはその方向で進める」ことが確認される。</p> <p><b>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</b></p>	<p>主：行政の仕組</p>
<p><b>【課題整理済】 13の見解と同じ</b></p>	<p>・全ての障がい福祉サービスの支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置され、重度訪問介護の個別的な支給決定について論点のひとつとなっている。</p>	<p>主：行政の仕組</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
56 (H26)	脳梗塞後遺症にて左上下肢不全麻痺、症候性てんかん、高次脳機能障がいの診断にて精神保健福祉手帳3級所持。身障手帳は取得できず。小刻歩行で頻回に転倒。屋外で転倒した際には近隣住民の助けを借りないと起き上がりがれない状況。 これらのセンターの判定で「てんかん」と身体状況との因果関係が認められず、障害支援区分はついても精神でのサービス利用は不適切という判断でサービス利用できず。(相談24)	障害支援区分は付くが、サービスの支給決定が受けられないという問題。
68 (H26)	行動障害が強くあり、変化に対して脆弱で、支援方法や人(ヘルパー)が変わることで不穏になってしまふ自閉症のある方について、今まで移動支援を利用していたが、サービスの更新をきっかけに区役所から行動援護に切り替える通達があつた。しかし、今までサービス提供をしていた事業所では、行動援護を実施できるヘルパーが限られており、今までのようなサービス提供ができないという話になってしまった。事業所を変更するとなると、支援方法や人が変わってしまい、精神的不安や行動障害の悪化を家族は心配し、困っている。(相談)	① 移動支援の支給について 家族と支援者で区役所に事情を話に相談に行く。 通常であれば、相談室として、行動援護を実施できる事業所を探していくことが考えられるが、本人の特性を踏まえた場合、事業所を変更することで、例え引き継ぎをしたとしても支援方法や人が変わる等のお多くの変更により、精神的不穏と行動障害の悪化が想定される事業について、安易に事業所を探して変えるということは得策とは考えられない。  ② 区によっては個別の事業について移動支援から行動援護の切り替えについて、柔軟に対応しており、二一ズや支援の必要性を検討する中で、移動支援のまま支給されている状況がある。希望する支援ができるだけ受けることができるよう、長期的には行動援護に切り替えることができる体制を整えつつ(サービス利用計画に盛り込む等)、移行期間としてとらえながら移動支援の支給決定していくはどうか。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が なに 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】13の見解と同じ	※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。	主：行政の 仕組
【課題整理済】13の見解と同じ	※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。	主：行政の 仕組  副：移動

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
74 (H27)	<p>障がい者虐待対応について 札幌市障がい者虐待相談窓口の夜間・休日の緊急連絡先に連絡したが、返事があるまで2時間も待たされたのち、緊急一時保護となった。なお、警察にも被害届を出し、精神科の医師の診察も受けている。</p> <p>障がい者虐待の緊急一時保護としてどうにか一泊させてもらえたが、ショートステイなどで部屋が空いていなければ、行くところもないところであった。どの施設においてもベッドを提供しているだけで、精神的にフォローする人は誰もいなかつた。(東区) ※個別ケースのため詳細は記載しません。</p>	<p>○いつ起るか分からない障がい者虐待に対し、スマートフォンで対応できる体制が必要であり、障がい者虐待対応のマニュアルが整備されているはずだが、今回の事例では機能していなかった。</p> <p>○虐待を受けた人を、速やかに保護できるところを整備する必要がある。</p> <p>○虐待を受けた人にに対し、精神的にフォローできる人を配置する必要がある。</p> <p>○今回は、通所している事業所が中心となって、どうにか保護できたが、支援者がいない場合の対策を考えて欲しい。</p> <p><b>【部会の意見】</b></p> <p>虐待を受けた障がい者の精神的フォローのため、精神科受診を最優先すべき。</p> <p>障がい者が孤立しないため、虐待の温床にしないため、障がい者が外部とのつながりを保つことが大切で、虐待に限らず根本的な課題である。</p>
79 (H28)	<p>①障がい者虐待の事例 (40代、身体障がい／事業者からの経済的虐待疑い) 援護の実施者が市外。グループホームに居住。事業者からの経済的虐待の疑いがある事例。</p> <p>区に報告した後、特に情報がなくどのように取り扱われているかがわからない。 マニュアルの解釈のしかたに違いがあるように感じる。そのため、支援の方向性にもずれが出てくる。</p> <p>②児童虐待の事例 (母：30代、精神／長女：小4／長男：小3、療育B-／次男：3歳／三男：0歳) 定期的に児相、区、保健センター、学校、保育園、福祉サービス事業者と個別支援会議を開催している事例。</p> <p>要保護児童対策協議会と個別支援会議の間での情報の取り扱い方がわからない。 (個別支援会議の情報は必然的に要対協にあげられるが、要対協での内容は個別支援会議には下りてこない。) 【相談】</p>	<p><b>【課題】</b></p> <p>行政機関と障がい福祉サービス事業者(相談支援事業所含む)間の情報の取り扱い方と守秘義務の考え方について。</p> <p><b>【考え方される解決策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政との障がい者虐待防止研修開催</li> <li>個別支援担当主査と相談支援事業所で勉強会(虐待対応マニュアルの解釈、役割や実際の動き方について)</li> </ul> <p>必要に応じてマニュアルの見直しも検討。</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>うんえいかいぎ きゅう かだいせいいふろじえくとちーむ けん 運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解</p> <p>う けつか ぶかい を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p><b>【課題整理済】</b></p> <p>障がいへの対応を、DV防止法の仕組や、犯罪被害者への対応などにも広める必要もある 弁護士や行政を含めて、法律と対応の可能性の整理をしたい 障がい福祉課の担当者にも伝える そもそも、単身生活している障がいのある方がどこにどれくらいいるのかが分からぬ ~札幌市も平成28年に、住基や障害者手帳、介護保険、DVなどのシステムが一つになる予定 札幌市の障がい者虐待防止ネットワーク設置</p> <p>※他の「行政の仕組」課題とは別の対応をする</p>	<p>せいぱうりんくひがいしゃえんせんたー ・性暴力被害者支援センター</p> <p>ほっかいどう ほうもん 北海道（さくらこ）を訪問し、意見交換。</p> <p>かた こうし ・さくらこの方を講師とした、区役所の担当職員等を対象とした研修開催。</p> <p>へいせい ねんど げんじょう 【平成30年度の現状】</p> <p>ぎやくたいほうしねつとわーくかいぎ ・虐待防止ネットワーク会議を継続的に開催中。</p> <p>くたんとうよくいん けんしゅう かいさい ・区担当職員の研修の開催について未確認。</p>	<p>しゅ ざようせい 主：行政の しくみ 仕組</p>
<p><b>【課題整理済】 13の見解と同じ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題意識を伝え、行政内部での課題検討を</li> <li>・事業者側の制度理解も必要</li> </ul>	<p>へいせい ねんど げんじょう 【平成30年度 現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止ネットワーク会議を継続的に開催中。</li> <li>・区担当職員の研修開催については未確認。</li> </ul>	<p>しゅ ざようせい 主：行政の しくみ 仕組</p>

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
100 (H29)	視覚障がいの方に区役所から送付される書類（サービス更新のお知らせ等）について、点字印刷されたものが送付されており点字を習得されている方の大きな助けになっているが、視覚障がいの方の中には、中途障がいの方も多く、点字習得されていない方も多い。実際に中途視覚障がい者から「点字で書類を送られてきてもわからない」との相談を立て続けに2件ほど受けた。【相談】	【課題】 視覚障がい者に対する札幌市からの通知について。 中途視覚障がい者への対応。
70 (H27)	札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は19,600円となっている。 褥瘡（床ずれ）がある方または予防に必要な方はエアマットなどを使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上するものもあり、かなりの自己負担になってしまう。褥瘡があり医者からエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったところ、基準額が19,600円で基準額を超える物を買うとしたら自己負担になりますと言われた。褥瘡があり、また瘦せていて一般的のマットだと痛くて眠れないので、自動で時間を設定し圧の切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないのでかなりの負担となった。（東区）	特殊マットが必要で、特に褥瘡のある方または予防が必要な方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったものに、きめ細かく設定するなど改めてほしい。 また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額に見直しをしてほしい。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
<p>誰が 何を いつ どのように</p> <p>【課題整理済】</p> <p>○区役所の取扱い状況を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清田区では、点字送付希望者を名簿管理している。新たに希望する方が登録をしていく。書類もすべてが点字になっているわけではなく、案内封筒に点字シールをはっているだけで、中身は普通の文書になっている。区役所では、すべて点字の文書を作るということまでは、時間的にも人員的にも困難な状況がある。提出期限が近づいたら電話をして随時確認。知的障がいの方にも電話連絡をして対応。</li> <li>・点字希望の名簿を別に作ってはいない区でも、個人台帳に点字希望と等と記載をして管理している。書類を送る時には、同じく点字シールを封筒にはって送っている。一般的に点字希望をしていない方に、点字シールをはって送るということはしていない。</li> </ul> <p>※区役所の部署ごとに個別的な対応はできているが、引き継ぎがされていないという場合もまれに見られるため、担当者が変わってもわかるようないき引き継ぎをし、担当者も確認するようにすることが必要。</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。</li> </ul>	<p>主：行政の仕組み 副：情報保障</p>
<p>【課題整理済】（カテゴリ変更による）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他のまちの状況は？ <ul style="list-style-type: none"> <li>→恵庭、北広島、江別と共に19600円（札幌市と同額）</li> <li>・日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かってないところが多い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい</li> <li>・日常生活用具について検討する場がある？～無い。ただ要求じゃなくて、アイディアを交換する場も必要では？～まちプロと係長の懇談は？</li> <li>→担当の在宅福祉係との意見交換と提案の場の設定は可能 <ul style="list-style-type: none"> <li>→相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討（事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも）</li> </ul> </li> <li>・まちプロは怖いものじゃないことを市に知ってもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知ってほしい。</li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	<p>【平成31年3月20日運営会議】</p> <p>「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。</p>	<p>主：制度（市域） 副：行政の仕組み</p>

